「日医標準レセプトソフト」

平成 27 年 1 月からの出産育児一時金見直し
（産科医療補償制度等の一部改定）

初版

2014 年 12 月 18 日

公益社団法人　日本医師会

■「産科医療補償制度」と「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部改正について

平成 27 年 1 月 1 日以降に出産となる子供を対象に産科医療補償制度の掛金が引き下げられます。

出産年月日が平成 26 年 12 月 31 日まで	出産年月日が平成 27 年 1 月 1 日以降
30,000 円 ／1 分娩（胎児）	16,000 円/ 1 分娩（胎児）

掛金は引き下げられますが、代理受取額は平成 27 年 1 月以降も 42 万円で据え置きとなります。これに併せて「産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産」、又は「妊娠 22 週未満で出産」の代理受取額が 39 万円から 40.4 万円に引き上げられます。

■ユーザが必要な対応（産科医療補償制度に加入している医療機関は必須となります）

産科医療補償制度の掛金３万円を設定している自費コードについて、平成 26 年 12 月 31 日迄と平成 27 年 1 月 1 日以降で金額が変更となる為、以下いずれかの対応を行う必要があります。

(1). 自費コードの有効期間を区切る方法

[有効期間の区切り方]

1	(Z01)点数マスタ設定画面に該当自費コードを入力し Enter を押下します。
2	画面左上の「通常」ボタンを押下し、ボタンの表示が「改正」と変わることを確認します。
3	有効年月日の開始日を平成 27 年 1 月 1 日で上書きします。
4	有効年月日の終了日は”9999999”のままで F12（確定）を押下します。
5	(Z02)点数マスタ設定-コメント設定画面に遷移したら、金額欄を 16000 円に修正して F12（登録）を押下します。
6	「更新します。よろしいですか？」の画面が表示されたら、そのまま F12（ＯＫ）を押下。
7	該当自費コードの履歴が２件になっていることを確認してください。

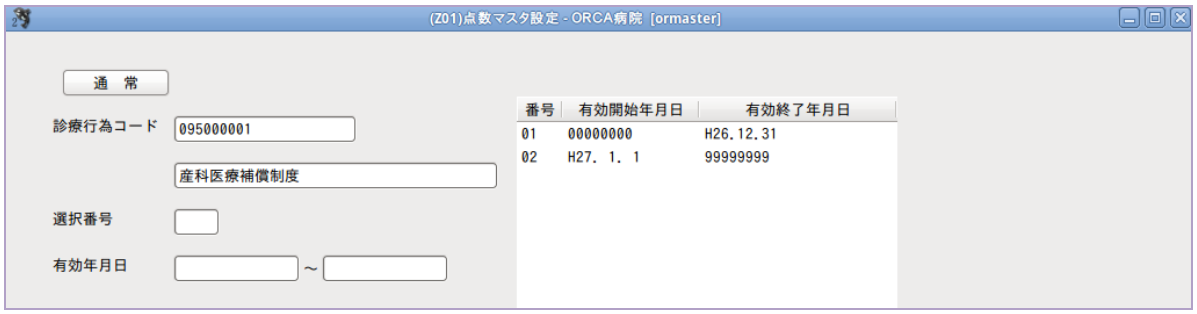

有効期間を区切った後の点数マスタ設定画面例

診療行為入力で期間を区切った自費コードを入力する場合、出産年月日が平成 26 年 12 月 31 日迄であれば、12 月 31 日までの診療日で入力し、出産年月日が平成 27 年 1 月 1 日以降の場合は、1 月 1 日以降の診療日で入力する必要があります。

(2). 16,000 円の自費コードを別に追加登録する方法

産科医療補償制度 16,000 円の自費コードを別に新設します。点数マスタ設定の点数欄集計先識別に設定誤りがないよう注意してください。

診療行為入力で当該自費コードを入力する際は、出産年月日が平成 26 年 12 月 31 日までの場合は 30,000 円 の自費コードを使用し、平成 27 年 1 月 1 日以降の場合は 16,000 円の自費コードを使用してください。

Copyright(C)2014 Japan Medical Association. All rights reserved.

■システムの対応

出産育児一時金画面で「産科医療補償制度に未加入の場合」、又は「妊娠 22 週未満の出産時」で出産日が平成 27 年 1 月 1 日以降の場合代理受取額を 40.4 万円とするよう対応しました。

［産科医療補償制度に未加入で出産日が平成 26 年 12 月 31 日］代理受取額 39 万円

［産科医療補償制度に未加入で出産日が平成 27 年 1 月 1 日］代理受取額 40.4 万円

Copyright(C)2014 Japan Medical Association. All rights reserved.

［産科医療補償制度に加入して在胎週数が 22 週以上 / 出産日の条件無し］代理受取額 42 万円

［産科医療補償制度に加入して在胎週数が 22 週未満 / 出産日が平成 26 年 12 月 31 日］代理受取額 39 万円

［産科医療補償制度に加入して在胎週数が 22 週未満 / 出産日が平成 27 年 1 月 1 日］代理受取額 40.4 万円

Copyright(C)2014 Japan Medical Association. All rights reserved.